

四	三	二	一	行 平 省 ○
發 行 方 法	用 振 替 法 の 適 用	の 法 律 行 使 及 び 根 拠	法 号 名 称 及 び 記	平 成 二 十 五 年 六 月 七 日 と お り 告 示 第 二 百 三 十 三 号

のし定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
 決、めつ入入。へ格替適下へ債項律計号法め営四政九付  
 定価らて札札に以を機用一平、及第に一律のに号法回國  
 を格れられ、と發によ下競闘を振成株び二関第へ公必一へ  
 受競た価同行る「争は受替式第十す二平債要第昭  
 け争利時一發価に日け法等六三る条成のな四和  
 た入競にと行格付本る一十年の十号法第二發財条二  
 各札争行い(競し銀もとい)振二律一十行源第十  
 申に入わう(以争て行のう)律替条第一項四の一二  
 込おそれれ。下入行とと。に第四平並年特確項年  
 みいのにる、「札わすし。」関一十成び法例保及法  
 のて利お入価価一れ。す。す。す。す。す。す。  
 応募率い札格格とる。そ規  
 募入とてで競競い入の定

財務省令國債發行等に關する省令第十一項の昭和三十  
 九年九月九日告示す。行第十年(昭和二十一年)の規定  
 財務大臣麻生太郎基づき大藏  
 第三百二十二年別百する政三

六

イ  
イ  
發

入価	行	争	非	者	特	国	札	非		
札	格	行	入	価	・	別	債	發	競	
發	競					札	格			
行	爭	額	發	競	I	第	參	市	行	争
									加	場
									入	

五

ハ  
ロ  
イ

入価	法	入
札	格	決
發	競	定
行	爭	

二債要億つ定う円額  
条のな千いにち面  
第發財二て基、金  
一行源百はづ財  
項のの五、き政  
の特確万額発法  
規例保円面行第  
定にを、金し四  
に関図財額た条  
基する政で利第  
づるた運千付一  
き法め營九国項  
發律のに十債の  
行第公必六に規

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

非下額市札格競とて価  
価一を場で競争す得格  
格国定特あ争入るらを  
競債め別つ入札もれ募  
争市る参て札發のる入  
入場も加、と行に価額  
札特の者財同一による格に  
發別にご務時とるをよ  
行參よと大にい發そり  
一加るに臣行う行の加  
と者發応がわ一(發重  
い・行募各れ及下平  
う第へ限國るび一価均  
。) I以度債入価非格し

七

ハ　ロ　イ  
　　払

非者特国札非入価込行争非者特国  
価・別債発競札格入価・別債  
格第参市行争発競金札格第参市  
競I加場入行争額発競I加場

ハ　　口

札非  
発競  
行争  
入

二八五十二　　へいに關國財万いに關國財円六債の十額發四算七金し  
千百十万兆平て基する政円て基する政  
四円八円千成、づるた運へ、づるた運  
億億七二額き法め營平額き法め營  
七六百十面發律のに成面發律のに  
千九五金行第公必二金行第公必  
百八十九年額し二債要十額し二債要  
四百九度でた条のな五でた条のな  
万円億予二利第發財年五利第發財  
円十四千算千付一行源度十付一行源  
八千五百分十国項のの予九国項のの  
八千五百六債の特確算億債の特確  
八千五百億に規例保分ニに規例保  
八千五百円つ定にを～百つ定にを

百に規方面行十分百額た  
二つ定円金し六、十で利  
十いに、額た条特万一付  
五て基同で利第別円兆國  
億はづ法六付一會へ六債  
八、き第十國項計平千に  
千額發六三債のに成百つ  
二面行十億に規関二三い  
百金し二三つ定す十十て  
九額た条千いにる五六は  
十で利第七て基法年億、  
五四付一百はづ律度六額  
万千國項九、き第予千面

十 四	十 三 二	口	十 イ 一	發	振 額	最 低 行 争
後第	初利発競I加場び札非		入価發		替	低行争
の二	期行争非者特国發競		札格行行		單	額入
利期	利入価・別債行争		發競価		面	面札
子以	子率札格第參市及入		行争格日		位	金發
日毎	規下は払し払平年		十額格十額	平す額の振	五	
を年	定、期た期成○		四面四面	成るの記替	万	
支六	す次そが金と二・		錢金錢金	二。整載法	円	
払月	る号の銀額し十八		額以額	十数又の		
期二	期及翌行を、五パ		百上百	五倍は規		
と十	日び営休支次年ト		円の円	年の記定		
し日	に第業業払の十セ		にそに	六年金録に		
、及	つ十日日う算二ン		につれつ	月額はよ		
各び	い五にに。式月ト		きぞき	ニ、る		
支十	て号支当たに二		九れ九	よ最振		
払二	同に払ただよ十		十九の十九	日る低替		
期月	じおうるしり日		九應九	も額口		
に二	。いへと、算を		円募円	の面座		
お十	。て以き支出支		四価三	と金簿		
	$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100 \times 2}$					

十  
九  
十  
八  
十  
七  
十  
六  
十  
五

払  
込  
期  
日  
者  
札  
參  
加  
入  
場  
所  
支  
元  
利  
金  
金  
額  
償  
還  
期  
限

平  
成  
二  
十  
五  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
日  
額  
本  
面  
銀  
行  
額  
三  
子  
十  
百  
五  
年  
六  
月  
通知  
を受け  
た者  
額  
成  
利  
子  
を  
の  
支  
の  
年  
六  
月  
。前  
二  
百  
十  
円  
る  
て  
、  
そ  
の  
の  
年  
う  
以  
つ  
月  
き  
二  
月  
間  
に  
属  
す